【資料 6-2】

○小田原市褒賞基金に関する条例施行規則第２条第３号に掲げる褒賞受賞者の推薦要綱

昭和56年４月１日

改正

平成23年４月１日
平成23年９月５日
平成27年７月１日
平成29年４月１日
令和４年４月１日要綱第39号
令和５年４月１日要綱第54号
令和７年２月21日要綱第12号
令和８年３月19日要綱第30号

小田原市褒賞基金に関する条例施行規則第２条第３号に掲げる褒賞受賞者の推薦要綱

１　趣旨

この要綱は、小田原市褒賞基金に関する条例施行規則（昭和51年小田原市規則第２号）第２条第３号に掲げる褒賞受賞者の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。

２　推薦

（１）　褒賞受賞候補者は、広く市民から推薦を受けるほか、青少年関係諸団体、福祉関係諸団体等に推薦を依頼する。

（２）　依頼を受けた団体等は、自治会等の地域団体と協議の上推薦する。

３　推薦書の提出

推薦者は、推薦書（別記様式）に推薦理由を記載し、子ども若者部子ども政策課長に提出する。

４　選考

選考は、小田原市こども・若者施策会議に依頼する。

５　褒賞の時期

小田原市優良青少年団体及び青少年育成功労者等表彰の授賞式を行う日とする。

６　その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月５日）

この要綱は、平成23年９月５日から施行する。

附　則（平成27年７月１日）

この要綱は、平成27年７月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日要綱第39号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、本則第４項の改正規定は、同年10月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日要綱第54号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月21日要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年３月19日要綱第30号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式　略